

## 「税外債権管理の推進」の取組について

### 1 税外債権とは

債権とは地方自治法上の債権をいい、同法第 240 条第 1 項に規定する「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利」、すなわち金銭債権をいいます。具体的には、地方税、分担金、手数料や公の施設の使用料など、法令または条例に基づく収入金である債権（公債権）と、土地・建物などの財産売却代金、貸付料などの契約に基づく収入金にかかる債権（私債権）があります。

税外債権とは、地方公共団体が持っている金銭債権のうち、文字通り地方税以外の債権をいい、その性質によって大きく 3 種類に区分できます。（別紙 1 参照）

### 2 経過概要

平成 24 年 4 月	第 2 次行政改革大綱の中で「税外債権管理の推進」が行革項目として設定される。
平成 25 年 7 月 ～12 月	税外債権管理推進ワーキンググループを設置、検討開始 ・所管課 7 課の担当職員＋行政経営課職員 計 11 名 ・8 回開催、12 月に検討結果を市長に報告
平成 26 年 5 月 6 月 7 月	税外債権管理室発足（4 名 うち室長 1 名は納税課長兼務） ・所管課マニュアル制定→徴収業務の指導開始 ・債権回収一元化要綱制定→強制徴収公債権の強制徴収を開始
平成 27 年 4 月	債権管理条例、同施行規則 施行 ・私債権、非強制徴収公債権の強制徴収を開始

### 3 税外債権管理室の取組

税外債権管理室では、主に次の 2 つの取組を行っています。（別紙 1 を参照）

#### (1) 各債権所管課における通常徴収業務に対する指導助言

- ・所管課における債権回収業務マニュアルを制定→周知徹底
- ・個別案件毎にヒアリングを行い、対応方法等のアドバイス 等

#### (2) 債権所管課では徴収不能な案件の移管を受けて、強制的な徴収 等

- ・移管取扱要領の制定（移管対象案件の選定、手続等）
- ・債権の申出（競売事件、破産事件等）
- ・強制的な徴収
  - 強制徴収公債権 →滞納処分（市が直接財産を差押え→換価取立）
  - 非強制徴収公債権 } →裁判手続（支払督促、少額訴訟等→強制執行）
  - 私債権 }

★強制徴収等の実績

①強制徴収公債権（H26.7.1~H27.12.31）

移管（受託）件数、金額	77件	6,992,385円
完納等による返還件数	25件	（取扱中52件）
差押え件数	18件	（債権12件、不動産6件）
換価取立額		698,554円
任意納付		955,075円
滞納処分の執行停止	1件	

②非強制徴収公債権、私債権（H27.4.1~H27.12.31）

移管（受託）件数、金額	102件	8,117,555円
完納等による返還件数	9件	（取扱中93件）
支払督促申立件数	4件	
強制執行申立件数	1件	
強制執行徴収額		171,300円
任意納付		443,404円
徴収停止	3件	117,200円
債権放棄予定	30件	1,915,698円

③債権の申出（H26.5.1~H27.12.31）

申出件数、金額	14件	769,584円
配当件数、金額	5件	16,642円

4 税外債権管理推進の成果

決算ベースでの収入未済額の推移で表します。（別紙2を参照）

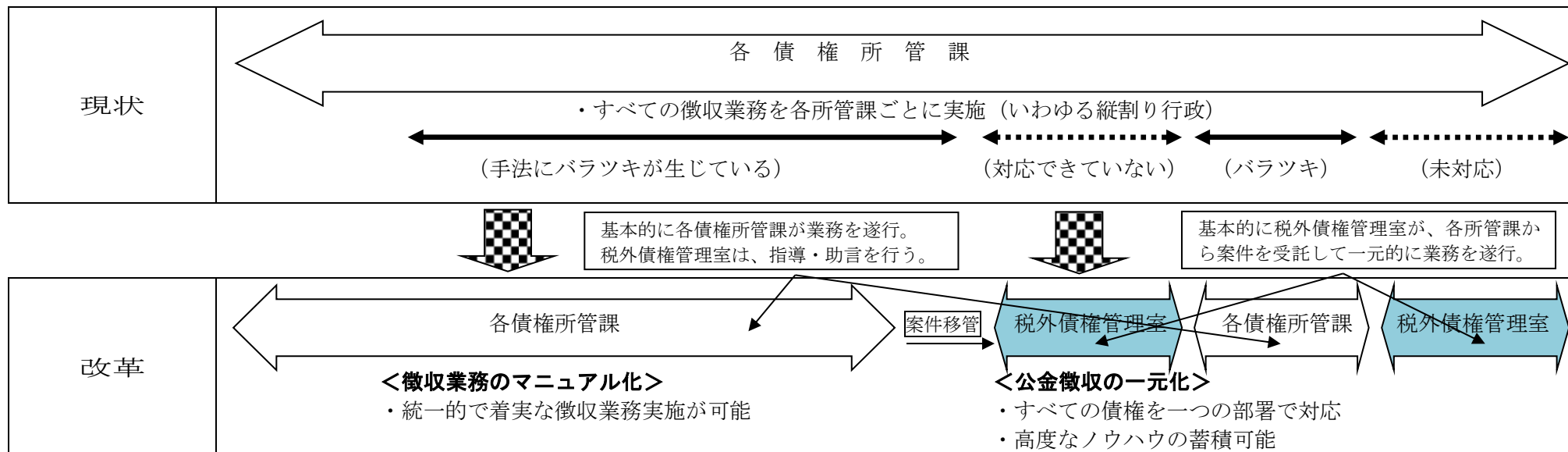
取り組みを始める以前は、概ね1億円程度の収入未済額がありましたが、平成26年度末では約8千万円程度まで圧縮しています。

# 税外債権管理室の取組イメージ

## 1 債権の種類と管理の流れ

債権の種類	発生	納入通知	督促	延滞金	催告	回収		消滅	
						通常回収	強制回収		
<b>公債権</b> <b>強制徴収公債権</b> (後期高齢保険料 保育料 下水道受益者負担金 等) <b>非強制徴収公債権</b> (生活保護返還金 幼稚園保育料 塵芥処理手数料 等)	賦課や処分な ど公法上の原 因による (不服申立可)	納入 通知 書 の 送 付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時効中断あり</li> <li>・督促手数料等徴収可(条例必要)</li> <li>・不服申立可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徴収可(条例必要)</li> </ul>	随時可 (時効中断なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納付交渉</li> <li>・債務承認(時効中断)</li> <li>・分割納付誓約</li> <li>・交付要求又は債権届出(時効中断)</li> </ul>	滞納処分(自力執行)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時効期間の経過</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納処分執行停止後</li> </ul>
							裁判所を通じた司法手続きによる ・調停 ・支払督促 ・訴訟等 (滞納処分不可)		
<b>私債権</b> (水道料金 市営住宅家賃 病院診療費 給食負担金 各種貸付金償還金 等)	契約など私法上の原因による (不服申立不可)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・時効中断なし</li> <li>・督促手数料等徴収不可</li> <li>・不服申立不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徴収不可</li> <li>・契約による違約金徴収可</li> </ul>					

## 2 取組イメージ

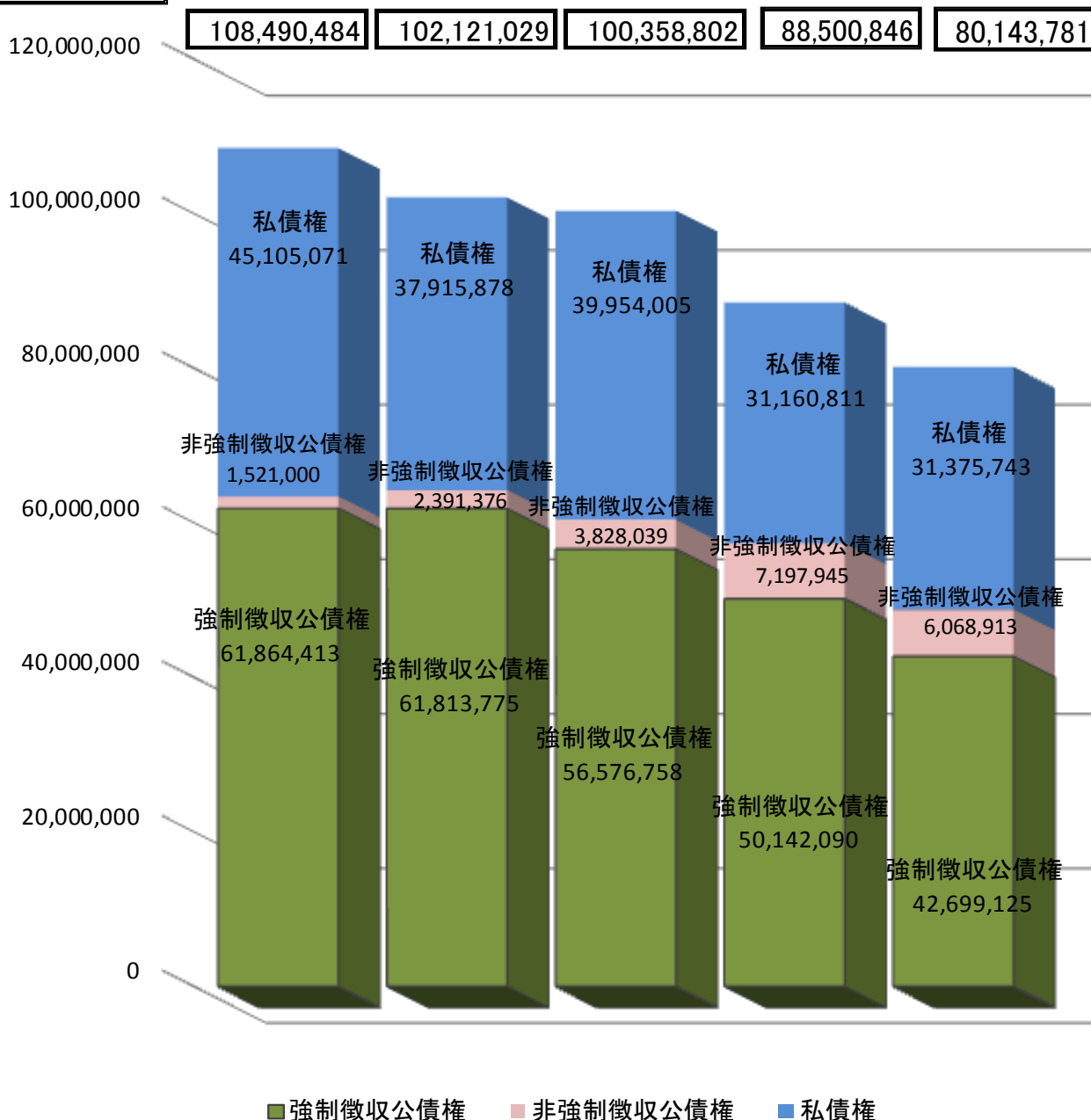


## ◆税外債権収入未済額の推移

債権区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
強制徴収公債権	61,864,413	61,813,775	56,576,758	50,142,090	42,699,125
非強制徴収公債権	1,521,000	2,391,376	3,828,039	7,197,945	6,068,913
私債権	45,105,071	37,915,878	39,954,005	31,160,811	31,375,743
合計	108,490,484	102,121,029	100,358,802	88,500,846	80,143,781

## 税外債権収入未済額の推移

収入未済額



※集計の関係上、公営企業会計の債権については、決算の数値とは異なります。